

瀬戸内ギャラリー企画展「新民芸の創出」展にかかる輸送・展示業務委託仕様書

- 1 業務名 瀬戸内ギャラリー企画展「新民芸の創出」展にかかる輸送・展示業務
- 2 業務内容 館外借用資料の梱包・搬入、借用資料等の展示設営、返却
- 3 日程 令和7年9月9日（火）・10日（水）
令和7年11月11日（火）～14日（金）のうち、1日間
※いずれも9時～17時

	業務内容	日程（予定）	作業員（人数）	美術専用車（台数）	作業場所
1	借用資料の梱包・搬入、 展示設営	9月9日（火）	2名	2トン車1台	栗林公園・ 瀬戸内海歴史民俗資料館
2	展示設営	9月10日（水）	2名	連絡車	瀬戸内海歴史民俗資料館
3	借用資料の梱包・ 返却	11月11日 （火）～14日 （金）のうち、 1日間	2名	2トン車1台	瀬戸内海歴史民俗資料館・ 栗林公園

- ※ 作業のべ日数 : 3日
作業員のべ人数 : 6名（3日間に渡って、各日2名）
美術専用車のべ台数 : 2トン車2台

- 4 実施場所 瀬戸内海歴史民俗資料館（高松市亀水町1412-2 TEL 087-881-4707）
栗林公園（高松市栗林町1-20-16 TEL 087-833-7411）
- 6 業務対象 栗林公園が所蔵する資料（借用資料（展示対象）リストは別紙1参照）及び瀬戸内海歴史民俗資料館の展示台・展示ケースの移動、資料の展示
- 7 厳守事項 (1) 業務に従事する作業員は、民俗資料および歴史資料等の取扱いに熟練していること。
作業にあたっては、資料等の保存状態を十分に認識し、事故のないように慎重かつ丁寧に行うこと。
(2) 事前に作業員の氏名、資料等取り扱い経験年数及び年齢を示した一覧表を提出すること。
(3) 資料の移動等にあたっては、慎重かつ丁寧に行い、事故のないようにすること。
(4) 資料等の移動は、美術専用車を利用すること。
(5) 業務を計画的かつ効率的に推進するため、委託者との打合せ及び情報交換等を適宜、行うこと。
- 8 保 険 (1) 輸送及び展示一貫保険について、受託者が加入する。
(2) 保険条件は、オールリスクである。
(3) 保険の加入期間は、令和7年9月9日（火）から令和7年11月14日（金）とする。
(4) 保険会社は、損害賠償請求権を放棄することを条件としている。
(5) 保険対象資料の評価額については別紙1を参照のこと。
- 9 その他 本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする